

菊川市市民協働センター市民活動団体登録要綱

(目的)

第1条 菊川市内で活動する市民活動団体（以下「団体」という）への支援及び市民の社会貢献活動への参加の機会を広げることを目的として、菊川市市民協働センター（以下「センター」という）へ団体の登録を行うものとし、登録に関し必要な事項はこの要綱の定めるところによる。

(登録の申請)

第2条 登録を申請する団体は、団体登録申請書（様式第1号）に会員名簿及び定款、会則又は規約その他センター長が必要と認める書類を添付してセンターに提出するものとする。

(登録の要件)

第3条 市民活動の健全な発展と、市民生活の向上を図るため、センターに登録できる団体は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 公益的な活動を目的としていること
- (2) 原則5人以上の構成員を有すること。
- (3) 市内を中心に活動していること。
- (4) 定款・会則等を有すること。
- (5) 参加・入会に制限が無く、加入・脱退は自由であること。
- (6) 情報を公開していること。
- (7) 営利活動、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (8) 暴力団の統制下でないこと。

(登録不可の通知)

第4条 第2条の申請が登録の要件に適合しなかった場合は、センターから当該団体に登録不可の通知をするものとする。

(登録の変更)

第5条 登録団体は、前条に規定する期間中に団体情報の内容に変更があったときは、変更内容を記載した団体登録シートを改めてセンターに提出するものとする。

(登録の取消し)

第6条 センター長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その登録を取消することができる。

- (1) 第3条に掲げる登録の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 団体としての活動を著しく逸脱した行為を行ったとき。
- (4) 団体としての信用を失う行為があったとき。
- (5) 登録団体から登録抹消の申出があったとき。
- (6) 団体が解散したとき。
- (7) 第4条に定める登録団体の義務を履行しないとき。

第7条 前項の規定により登録を取消したときは、速やかに菊川市市民協働センター市民活動団体登録取消し通知書(様式第2号)により、当該団体に通知するものとする。

第8条 この基準に定めるもののほか、登録団体の取扱に関し必要な事項はセンター長が定めるものとする。

附 則

この基準は、平成28年4月15日から施行する。